

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.008

処 分 名	緑地協定の認可
処 分 の 概 要	緑地協定を定めようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条、第46条、第47条
審 査 基 準	<p>○緑地協定の認可基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請手続が法令に違反しないこと。</li><li>・土地の利用を不当に制限するものでないこと。</li><li>・第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</li><li>・緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</li></ul> <p>○縦覧期間は2週間です。</p> <p>○認可したときは、公告などをします。</p>
標準処理期間	1ヶ月
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■都市緑地法

(緑地協定の締結等) (一部略)

第45条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定(以下「緑地協定」という。)を締結することができる。(一部略)

2 緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 緑地協定の目的となる土地の区域(以下「緑地協定区域」という。)

二 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの

イ 保全又は植栽する樹木等の種類

ロ 樹木等を保全又は植栽する場所

ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造

ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項

ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

三 緑地協定の有効期間

四 緑地協定に違反した場合の措置

3 (略)

4 第1項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る緑地協定の縦覧等)

第46条 市町村長は、前条第4項の規定による緑地協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑地協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑地協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(緑地協定の認可)

第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑地協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑地協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。